

平成29年第5回木島平村教育委員会定例会会議録

1 開催日時 平成29年5月24日（水）15：30～17：06

2 場 所 木島平村役場 議員控室

3 出 席 教 育 長 内堀 幸夫
同職務代理 佐藤 秀雄
委 員 山崎 麻紀
委 員 本山三智子
委 員 池田 剛

4 出席した事務局職員

子育て支援課長 山寄 真澄
生涯学習課長 高森 喜久
生涯学習係長 酒田みゆき
子育て支援係 芳川 秀人

1 開 会 午後3時30分

2 前回会議録朗読承認（署名）

平成29年3月22日開催の第3回教育委員会定例会会議録及び平成29年4月24日開催の第4回教育委員会定例会会議録を山㟢子育て支援課長がそれぞれ朗読し、出席委員全員が内容を確認のうえ、全員が承認し署名した。

3 教育長報告

- (1) 第4回定例会以降の主な会議等の出席状況等について報告した。
- (2) 4月市町村教育委員会連絡会の際に示された資料に基づき要旨を資料1（非違行為防止他）により報告した。
- (3) 平成29年度長野県教育委員会基本方針の要旨を資料2により報告した。
- (4) 長野県教育委員会から示された「学びの改革 基本構想」について、資料3及び資料4により報告した。

4 協 議

- (1) 木島平村いじめ防止基本方針（案）について

○説 明

内堀教育長

それでは、本日の協議は、いじめ防止基本方針(案)についてです。前回、概略を説明させていただきました。今回お配りしたものは前回お示ししたものと同じで変更はありません。ご意見について、次回にということにさせていただいておりましたので、何かご意見等ございましたらお願ひいたします。前回もお話しを申し上げたと思いますが、中学校からはいわゆる木島平の取り組みの共同的な学びというもののいじめ防止のひとつの役割を担っているのではないかというご意見もありました。そんなことも含めて話をいただければと思います。前回、小中学校のものを配らせていただいていますけれども、場合によってはそちらの方も見直してもらうということもあるかと思います。あわせてご意見をいただければと思います。

○質 疑

佐藤委員

これは基本方針ということですから、マニュアル的なことではないですか。

マニュアルと考えて良いですよね。こうなった時にどうするかという方法ですよね。

内堀教育長

基本方針ですので、目指す方向とその対処方法と考えています。

いじめの定義から始めていますけれど、防止のための組織であるとか教育委員会は何を取組むであるとか、学校がどう取り組むであるとか、いわゆる取り決めであるとかそういうことですし、重大事態の対処は、まさしく何か起きた時の対処方法です。

佐藤委員

私もざっとしか見ていないのですが、これは木島平の基本方針だけではないと思うのですが、いじめによって重大事態が起きる、そんなことが無いのが一番良いのですけれど、いじめられた子供たちについては全国的にもそうだが早くに氏名が出てくるが、逆にいじめた方の側はどういうことかあまり出てこない。表にはほとんど出てこないことが多いのですけれど、とんでもない殺人みたいなことは出てきましたけれども、川で何とかしたとかいう神奈川県だかどこかの事件がありましたけれども、そういう面での対応というのは当然しなければいけないのでしょうけれど、はっきりしない場合とする場合とあるような気がする。まさに事件性を帯びてしまうようなものになれば、教育というより警察の範囲になってしまふのかなと思ったりしますけれど、そういう面はどんなんだろうという気がしていました。

内堀教育長

今のご意見はもっともだと思いますが、この方針はいじめ防止対策推進法を受けて作っていて、そのものが被害者、加害者ということであれば被害者側に立ったものだと考えています。

佐藤委員

先程のマニュアルという様に考えれば、いじめられた子へのケアというのは当然当たり前でそういうのが中心になるのだと思いますけれど、学校とすれば、もちろん教育委員会も入るのですけれど、両方考えていく必要があるのかなという気がするのです。いじめられた生徒へのケアと同時に、それ以前のそういう事態が起きないようにするための「防止」これが一番大きい、一番大事なのだと思います。た

だ、現実にはもしそんな事態が生じた場合、どういう対応をとるのかというマニュアルとして考えて行くならば、いじめられた生徒、あるいは子供たちへの対応と同時に、被害を受けた側の親とすると、いじめたというのが分かっている相手に対してはかなり親御さんとすれば非常に何もしないでいいのかという思いが強くなるところは必ずあります。両面必要だとは思うのです。

内堀教育長

いじめを発生させないための策と、いじめが発生した後の被害者側の取り組みですね。

佐藤委員

そうです。重大事態への対処というところがずっと書いてありますが、いじめられた児童生徒へ向けて、これが一番大事なのだと思うのだけれど。それだけでなくて、必要かなという気がするのですよね。本当にとんでもない事態が生じた場合には、もう警察にとかそういうところにまでいかなければいけない事態が出てくる可能性だってあるわけですよね。全国的にみれば。

内堀教育長

無いことが良いのですけどね。

佐藤委員

もちろんそんなことが起きては困りますけど。私なんか本当はいじめっていうのがどういう捉え方をするか、いじめという言葉で子供たちの中でもどう捉えているのかわかりませんけれども、いじめ程度ならという考え方があるとすれば、それによってその子が不登校になっているとかいろんな事態が生じますけれど、最悪の場合には自殺ということがあったりしますけれど、そういういじめという言葉で括られては済まされない事態が現実にはあるわけです。いじめというよりも犯罪だという捉え方もできる場合もある。

内堀教育長

重大事態の対処の中に書かれているような事態が起きれば犯罪です。だからその場においては加害者となる児童生徒よりも、被害者となってしまった子供たちをどう守るかということだと思います。職務代理の話もわかりますが、この場面で基本方針の中に馴染むものかどうかという感じもあります。加えることが良いとして、どう入れるかということもありますが。

佐藤委員

そういうマニュアル的なものというのは他所にはないのでしょうか。

内堀教育長

前回もお話ししたかもしれませんけれど、事務局の方で素案を他の事例を参考に作っていますが、佐藤職務代理のお話のようなものはなかったようです。しかし、地域の独自性があつていいものなので、皆さんのご意見を聞きながら、そういう観点を必要だということであれば、どう織り込んでいくのかを含めてご意見をいただければと思います。これは国の推進法もあり、県レベルの基本方針を作る、それから市町村レベルを作る。それから学校現場でも作るというような仕組みも法律では定めています。今まで事務局が参考にした中にはこんなような内容のところが多いわけです。ただ、今お話ししたように地域それぞれの考え方があります。例えばこの中に出てくる組織も、既存の組織を使うところもありますし、新たに組織を立ち上げるというところもあります。そこはご意見を聞きながらというところであります。

どうでしょうか、みなさん。今の職務代理のご意見のようなことを織り込んだ方がよいということであればそれはそれとして村の作るものの中でどういうふうに考えていくかそういうのも含めてご意見をいただきたいと思います。

池田委員

佐藤先生のご意見に関連してですけれども、5ページの重大事態への対処というところで、一番初めの重大事態の発生と調査の上から2行目のいじめられた児童生徒を特定して守ると一番大事な部分が入っているのですけれども、その中で、加害者生徒に対する指導の方法についても入れていく。その下の調査とか報告とかという段階があるので、その中でも本来は加害者生徒にはこういう指導を、手立てを打っているということが報告されて行かないと保護者、被害者の方も理解が得られないかと。佐藤先生が違和感を感じられるのは報道とかでこんなように対処して解りましたと、対処しますという中に加害者生徒に対する手段や手立てが出ていないと。指導の方向が見えていないということがもやもやとするものではないかと。いじめという現象には被害者、加害者が必ずいるので一方に関する手立てをどう打っていますかというところまで。佐藤先生の中で犯罪、いじめというものは犯罪なのだと。傷害であったり、恐喝強要、これについては未遂罪も含まれるわけで、つまり警察の少年課ですか生活安全係に指

導を委ねる、あるいは連携して指導に当たるということも生徒指導の手立てとしても含まれるということもあります。あるいは校長先生の裁量で出席停止処分と中学校においてもあると思うのですが、そういうことも入ってくると。まあ、これだけの、木島平だけでなく他のところもぼんやりとしているのですけれども、具体的な、こういうことも含まれるということを敢えて打ち出すと木島平の基本方針は断固として許していないのだなという方向にはなるのですけれども、強いものになるかと。出席停止処分と校長先生の裁量にかかる問題で、佐藤先生、出席停止処分とかっていうのはなかなか判断するときに難しいというご経験はありますか。

佐藤委員

出席停止はないですけれども、6ページの④ですか、事実関係を明確にするための調査の実施というところにありますけれども、その最初のところに重大事態に至る要因となつたいじめ行為が一つ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする必要がありますとありますが、これをやっていく過程で両方の関係はどうしても出てきますので、いじめられた子への対応だけではなくて、いじめた側の学校としての対応とか、これからのこととも含まれてくるのだろうなとは思います。予想はできます。

内堀教育長

直接的な表現はありませんが、そうしたことであにと、この調査はできないと思います。だから、どう表現していくかです。

佐藤委員

この調査が網羅的に明確にできていくかどうかわかりませんけど、その中で出てきた事実関係を元にしていじめられた側、被害者と加害者の両方がはつきりしてくれれば、そこへの対応は当然出てくるわけですよね。

内堀教育長

加害に当たる側が1人なのか複数なのか。

佐藤委員

それは時と場合によって全然違ってきますけれど。

内堀教育長

調査の実施の中には当然加害者側の方の聞き取りも含んでいなけ

れば明確にはなりません。だからここだと思いますが、行っていくというのが原因の解明につながるのだと思いますが、どのように表現したら良いのですかね。

佐藤委員

まあ、よく、学校教職員あるいは教育委員会まで話が及ぶこともありますけれども、調査が十分でなかったから分からなかつたということがありますけれど。それでもう一回いろんな調査をしていく中で明確になってきたりする場合があるのですけれども、その場合、原因とか事実関係の中に必ず情報が入って来ますので、学校とすれば当然いじめられた側をもちろんサポートしなければいけないんだけれど、両方を指導しなければこれは学校として今後成り立っていくことになっていかないんですよね。生徒指導という名前でよくありますけど。場合場合が非常に多岐にわたるし、そのどういう場合というのがものすごくあるので抽象的にせざるを得ないと思うのですけれど、そんなに難しいことは書けないわけですので、抽象的な言い方になって良いと思うのですが。

内堀教育長

今のお話しを元に6ページの④の中にもう少し加害側の生徒に対する聞き取りというか調査というか、それから、その子に対する指導ですかね。

佐藤委員

そうですね。適切な指導というか。

内堀教育長

というようなことをもうちょっと具体的に書き込みますかね。

佐藤委員

当然あっていいと思います。

内堀教育長

記述が必用だらうと思います。

池田委員

6ページの一番下(3)調査結果の提供と報告というところがあつて、ここで①いじめを受けた児童生徒及び保護者への情報提供とあるのですが、事実関係のところに、例えばですよ、今後の指導の方向であるとか現在の指導の方向についても添えてみたらどうですかね。加害者に対してはこういう指導をしていますし被害にあわれたお子さんにはこういう手立てを考えていますと。そこまで報告するようなも

のであれば、佐藤先生が仰るように調査の段階で加害者の方にも関わってくるし、方向性を持った生徒指導ができると感じました。

内堀教育長

ありがとうございました。他には。ご意見を元にもう一度考えさせていただいて、またご相談させていただきたいと思います。他に関連でもそれ以外でも、意見があつたらお願ひします。

池田委員

4ページの③。おそらく中学校の校長先生が共同的な学びをやっているという項目に関連してくるのかなと思うのですが、これについては、ぜひ中学校の校長先生のご意見をお聞きしたいなと私は感じました。

それから続けてですが、未然防止のところで地域における取り組みとあって、社会スポーツ、スポーツ活動ですとか見守り隊とか、学校以外での人間関係の構築といったところが5ページの上の方に謳われているのですけれど、これについても大事なことなので関係団体も共通して、共通理解をして取り組んで行けるような方法が必要だというふうに感じました。特に文言として載せるかは載せないかとそうことではなくて意識してやっていくというのが大事だと思いました。

最後ですけど、重大事態の対処で(2)③調査を行うための組織というので、学校が主体となる場合と6ページ教育委員会が主体となる場合があるので、その判断をするときの組織というか決定する機関、そこら辺がわからないなあと。今までの全国的なケースでみるとそこら辺の判断が曖昧であって後になってまた教育委員会がとかいうことがあるので、どうやって実際判断していくのかと思って。

内堀教育長

今まで報道されている事案ですとアでもイでもなく別の考え方が必要なのかもしれません。この案では、まず、学校にやってもらいます。学校で十分な成果が得られないときは教育委員会がやりますといったスタンスにはなっているので、最初から教育委員会が出るという作り方にはなっていないのです。ただ、池田委員のお話しではないのですが、報道されている事案等見ていくと教育委員会の調査が十分でなかったというような事案もけっこうあります。この村は大きな組織ではないですので、あえて教育委員会と村とを分ける必要があるのかどうかもよく分かりませんが、いわば、村が、教育委員会なり村なりが前面に出てやるというのがもうちょっと必要なのかもしれない

という感じはします。

他に何かご意見ござりますか。

(他に無し)

(2) その他

○説明

内堀教育長

それではその他の高校再編と学びの改革について何かご意見があればお伺いできればと思っているのですが。高校の教育をどうしていくかというのが前面に出ているのですが、それを実現するにはあるべき高校の姿はこうあるべきだというのが多分県教委の考え方だろうと思っています。先ほどお話ししたように子供などの実態を考えると今の高校、今の飯山高校、今の下高井農林高校の現状を維持していくというのは、どう考えての子供の数がいませんので、それは現実的にはなかなか選択肢としてはないのかなという中でどんな姿が望ましいのかご意見をいただければと思います。

いかがでしょうか。

○質疑

佐藤委員

池田委員さん、どうでしょうか。実際高校を運営されている立場で。

池田委員

ひとつ気になったのが飯山高校と飯山北高校が合併して、その年に飯山高校の生活指導がだいぶ荒れて1学期で出でていってしまうというケースが非常に多くて、高校の先生方と連携をとって活動してきたわけですが、学校の指導に乗らないと感じるときがありました。合併して混乱していた部分もあるかもしれないですけれども、そんなことがありました。同じ建物の中に学習が得意なお子さんと、そうでもないお子さんと2極化が激しいのかなと。合併するとかなりきめ細やかな指導体制が必要なのかなと感じています

内堀教育長

合併するかどうかは地域がどう考えるかという話かもしれません、子供たちの教育を考えたとき、どのくらいの規模がいいのだろうというのはおのずとあると思います。あまりにも小規模な学校になってしまったときに果たしてそれがいいのだろうかという議論は当然あろうと思います。それは高校だけでの話ではなくて、たぶん小学校の統合もそれぞれの小学校が小規模になってきたという中で行われたのではないでしょうか。中学校はここにいらっしゃる皆さんは最初から木島平中学校ですよね。当時、すでに統合されていたけれども、それまでは地区ごとに中学校があつたのだと思います。しかし規模として小さくなってきたから村として統合を決めたのだろうなと。だからある程度の規模がないと教育というのはなかなか目指すものが達しえない状況があるのでないか。そう考えると高校の今の飯山高校240名+下高井農林80名の320名という定数というのは、いずれ何かの形で見直されるのかとも思います。また、みなさんにお配りしている高校の改革プランの中のいわゆる理想としているクラス数を考えていくと、いろいろ選択肢が出てくるであろうという感じがします。

山崎委員

先ほど池田さんが言ったことですけど、やはり、飯山高校と飯山北高校が一緒になった時点でも、だいぶいろんなタイプのお子さんが一つの学校に通わなければいけないということで、色々そういうことがあって、問題が生じているかと思うんです。それによって、それがあるから長野の方の学校に通うという子がだいぶ増えてきた感じなんですね。だから今までいろんなタイプのお子さんたちをそれぞれ受け入れてくれる高校が、いろんなレベルでいろんな方針であったものが、どうしても人数によってひとつずつ高校に纏まってしまうことが、それぞれ生徒さんにしわ寄せがいってしまって、お母さんたちもたぶん不安だと思いますし。生徒さんたちもやはり学力もそうですし、自分に得意な分野がそれもあるのに、全部一つにされてしまったことによって、今までのいくつか学校があったときのようなわけにはいかない。家の子どもたちもそうだったのですが、飯山高校に通うにあたっても不安があるし、だったら最初から自分の将来とかいろんなものを目指すために一番近い学校へ行きたいという形で長野を選ばれている方もいると思います。これからどんどん人数が少なくなっている

くうえで統合はしようがないと思うのですが、そういう場合はやはり、そのお子さんに合った、そのコースに合ったケアというかバックアップがないと、単にある程度人数がいた方がいいということではいかないのかなと思います。

内堀教育長

地域に子どもたちが選択できる形というのを残さなければいけない。また、その子供たちが進学したときにその高校で魅力を感じてほしい。

山崎委員

そうなんですよね。その高校に行って、自分が将来どういうふうにしたいかという時に、だからこの高校を選んだというかたちで目指している子も多いと思います。最初、飯山高校と北高が統合するとなったときに、北高へ行こうか吉田高校へ行こうかと迷っているお子さんがいて、そのあと大学に行きたいときにどっちへ行った方が先生たちの指導とかがどういうかたちで受けられるかということで吉田を選択された方もいます。逆に吉田高校が少し以前より上へあがる場合の指導が手薄になってきてしまって、長野へ行く子が増えたということで飯山北高、今の飯山高校の先生方がすごく進路指導を考えられて、時間外にすごくバックアップしてくださいって、むしろ吉田に行くよりも飯山北高に行った方がよかつたというお母さんたちもいるので、それでまた逆転してきて飯山高校から進学する方が増えたなんていうお話を以前聞いたことがあります。高校がいくつになるか。1つになんてもいいんですけど、やはりそれぞれのお子さんに合ったきちんとしたコースで目指せるものがあるようになれば、統合しても、他の長野とかへ行こうとするお子さんとかも、近くにこんな良い高校があるからじゃあ地元へ行こうかなと思ってもらえるような形になつていけば一番いいと思うのですけど。

池田委員

飯山高校と照丘高校が統合した時に、このあたりから私の活動のニーズが出て来ているんですけど、いま私がやっている通信制高校で1年生から3年生まで、中野市も入りますけれども73名、おそらく転編入していくので80名になると。人数規模っていうとあれなんですけど、割合でいうとですね照丘高校が受け入れた人数とほぼ一緒の割合になってきていると。統合して居場所を学ぶ場所をつくるように努力はされてきていたのだと思うんで

すけれども、結局、学校選択の部分で多様性は下降されているよう強く感じています。

内堀教育長

確かに学校選択の時に多様性がないと子供たちが困ってしまうということが現実としてあると思っています。ちなみに木島平中学の卒業生の数、平成21年度は51で、飯山北高に21人、飯山高校に11人、下高井農林高校が8人で当時は8割くらいがこの地域でしたが、今は先ほどお話ししたとおり、同じ51人ですが5割程度となっています。当時の飯山高校と飯山北高で32人ですが、今は19人です。その大半は当時長野が5人だったのが今は8人、中野が4人だったのが12人になっているという状況があります。実施計画は来年の3月で、通学区単位の方向性であって、そのあと具体的にどうしましょうかということをやって、地域との話をしながら再編をするのか、それとも維持していくのかという計画ということは聞いています。どのような形でこの地域の高校を考えるのか、考えなければいけないと思います。

佐藤委員

県のこの学びの改革を見ますと北信のこの地域に当てはまる中山間地存立校というのですか。存立校というのが今の飯山高校っぽいのかな。その上に都市部存立専門校というのがありますけど。

内堀教育長

それはいわゆる専門高校です。

佐藤委員

専門高校だから工業高校とか農業高校とか。

内堀教育長

そういうことです。

佐藤委員

一番最後にある中山間地存立特定校というのは農林にならないのですか。

内堀教育長

特定校というのは厚い資料の19ページ、エ「中山間地存立特定校」の基準についてに書かれています。これを具体的に書いているのが20ページで(ア)(イ)(ウ)ということで書いてあります。この3つを考えると白馬高校が、これに近い学校だと思います。白馬高校は観光に特化した科目があるのですが、去年と今年

の入学生の状況は、白馬村が5人ぐらいだったと思います。南は九州からの生徒もいます。白馬高校の場合は非常に歴史があって、お聞きした話だと平成5年からいろんな活動を行い、当時から観光国際科の設置を求めていました。結果的にそれが実現したのが22年ということのようです。だから非常に息が長い活動を地域としてやってきて、現在の白馬高校があり今後も地元で経済的な支援をしながら支えていくということを選択したようです。また、県境に近い。また、大町市までは、大糸線で40分ほどかかります。そう考えると、ここから飯山高校まで自転車で行ける。ということを考えるとなかなか今の中山間特定校というのには厳しいのかなと感じています。

佐藤委員

まあ、本当に今の農林高校を残すということになれば、白馬高校の取り組みに習うしかないのかなと思ったのですけど。

内堀教育長

経済的な支援ができたとしても、高校としてどういう高校にするのか。

佐藤委員

そういうことですよね。それ以外に必要なんですよね。魅力的な中身がね。だから、白馬の場合は公営の塾があったり、宿泊施設があったり、国際観光、英語に特化していたり山岳ガイド養成とか非常に特殊なコースが、中身があるんですよね。

内堀教育長

もともとは普通高校ですので、そういう意味では選択肢があったのだと思いますが、農業高校という形態の中で何ができるのか。普通高校と同じことをやって存続をさせるというのは現実的ではないですから。そうすると、今の農業高校もしくは飯山高校のいわゆる培ってきたものをどう生かして魅力ある次の世代の高校にできるかが課題です。

佐藤委員

下高井農林の校長先生も言っていましたけど、半分になるつて。だからまさに木島平だけでもちろん支えるものではないし、飯山市、木島平、野沢温泉、栄村。少なくともここは関わってもらわなければ絶対に無理ですよね。

内堀教育長

機会があれば北佐久農業、岩村田と臼田で統合していますが、

そういうところを見に行くのもいいのかと思います。それから、須坂創生も園芸と商業が一緒になっていますのでそういう統合。いわゆる土を耕した農業というのではなくて、6次産業的な農業みたいなものがたぶんこれからのもしかしたら農業科の中心になるのかもしれないでそんなことも教示してもいいのかなという感じはしています。

また、定時制というと中野の立志館にありますが、岳北地域にはありません。職業科目では専門校ではありますけれども、そういうカリキュラムを入れるとか、いろんななかたちは考えられますが、普通高校と同じになっては意味がないんです。それだったら飯山高校に行けばいいという話になる。

佐藤委員

立志館の定時制はおそらくほとんど入っていないのじゃないですかね。木島平からは。

内堀教育長

近年は行っていないですね。

佐藤委員

不登校であったり、いろいろ家庭的なことがあって行く子が多いのですけど。

内堀教育長

今は池田さんがやってらっしゃるような通信制の高校が受け皿になっているのですかね。

池田委員

実際ここから立志の定時に通うのは帰って来れなくなってしまう。選択肢に入らない。交通費の面も大きいですし。

内堀教育長

そういう意味では定時制という、可能性としてはありますかね。

池田委員

どのくらい需要があるのかどうか。

話は違いますが、白馬高校みたいな地域の出資でいろいろな事業をやっている高校は、学校の方針について地域の人たちは参画して取り組んだりというそういう場が与えられたりするのでしょうか。

学校の教育目標、活動内容についていろんな地域の人たちの考えも盛り込まれればいいんですかね。

内堀教育長	保護者であるとか地域住民の方から学校目標に対して意見を聞くというか言ってもらうというようなことをやっていよううです。
佐藤委員	おそらく白馬高校を残すのに白馬の住民のみなさんが県教委とのすごく交渉したと思いますよ。いろんな交渉の中で残ったのだと思います。全国的に生徒を集めているでしょ。地元ではもう賄えないんですよね。
内堀教育長	先ほどもお話ししたように平成5年から活動して、それが具体化、具現化されたのが平成27年。
佐藤委員	そういう県庁へ行ってガンガンやったんじゃないかなと思いますよね。そうでなければ残らない。やめますという前提の下で進んでいたのをひっくり返した。
内堀教育長	平成5年に白馬高校に40名くらいの委員さんで作った白馬高校を育てる懇話会というのを作っているようです。その中で観光学科とかスポーツ科というのを設置したらどうかというような活動をやってきて、平成26年あたりに案を出して平成27年に県教委の定例会で国際観光学科を作ることに決まった。
池田委員	小谷中学校の生徒はどういう流れなのですかね。わからぬですね。
内堀教育長	そうですね。小谷中というよりは、この地域の子どもたちがどこへ行っているのか調査しようと思っています。木島平のことわかるけど、飯山の子だとか野沢の子だとかはどこへ行っているのだろうと。調べたいと思っています。
佐藤委員	飯山はかなり長野へ行っているんじゃない。
山崎委員	はい。行っています。日大とか行っています。だいぶ流れていると思います。
内堀教育長	時間の関係もありますので、次に進めさせていただきます。

5 報 告

(1) 保育園及び小中学校の状況

山寄子育て支援課長が、資料6に基づき保育園及び小中学校の状況並びに小中学校職員勤務の割り振りについて報告した。

(2) 行事等の共催後援の報告について

山寄子育て支援課長が、資料7に基づき「第1回さつき杯大会」の後援について、後援事業の開催日が5月14日であり、教育委員会定例会に間に合わないため教育長専決処分により後援承認をしたことを報告した。

(3) その他

山寄子育て支援課長が、資料8に基づき中高地区教育委員会連絡協議会役員の選任について、選任書面決議の承認可否の報告が5月11日であり、教育委員会定例会に間に合わないため教育長専決処分により選任を承認したことを報告した。

6 その他の

(1) 当面の日程（諸行事・会議等）

山寄子育て支援課長が、当面する諸行事・会議等について説明した。

山寄子育て支援課長が、平成29年度第6回教育委員会の開催日程について提案した。全委員が了承し、「平成29年6月28日（水）午後3時30分から」開催することに決定した。

(2) その他

山寄子育て支援課長が、平成29年第4回総合教育会議の開催について提案し、6月28日の教育委員会定例会前後を開催日として日程調整することとした。

7 閉　　会　　午後5時06分

内堀教育長が閉会を宣した。

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成29年5月24日

教 育 長

川 塚 幸 夫

同職務代理

近 藤 秀 雄

委 員

山 崎 麻 紀

委 員

本 山 三 智 子

委 員

・(山) 田 (川) 川